

大規模行為景観形成基準

行為	事項	基準	
大規模建築物・工作物の新築、改築、増築若しくは移転又は模様替若しくは色彩の変更	位置	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。 2 周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。 	
	外観	形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 2 壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とすること。 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、大規模建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 4 屋外階段、バルコニー等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮すること。
		色彩	<p>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p>
		材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること。 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内においては緑化に努めること。 2 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること。 3 大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること。 	
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。 2 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。 3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること。 4 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること。 	
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 集積又は貯蔵を始める位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とすること。 2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること。 	
	遮へい	<p>敷地の周囲の植栽を行うなど、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮へいに配慮すること。</p>	